

# 平成28年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 平成28年 2月 5日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 天宮 久嘉  
同職務代理 日高 芳一  
委員 杉浦 容子  
委員 塚本 亨  
委員 竹高 京子  
教育長 塩澤 雄一

## 議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	駒崎 彰一
・統括指導主事	加藤 憲司	・地域教育課長	尾形 保男
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	橋本 幸夫	・教育委員会事務局副参事	中島 英一

## 書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 天宮 久嘉 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 天宮 久嘉 委員 日高 芳一 委員 塩澤 雄一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年度教育委員会第2回定例会を開会いたします

本日の会議録の署名は、私に加え、日高委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、早速、議事のほうへ入らせていただきます。

本日は、議案等が8件、報告事項等は5件、その他が3件ございます。

まず、議案第5号「平成28年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第5号「平成28年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

なお、提案理由につきましては、第11号までの意見聴取について、全て同様となっておりますので、これ以降については省略させていただきます。

それでは、平成28年度一般会計予算に関する意見聴取でございます。別添の予算案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

まず、議案書に、教育費を抜粋した予算書の部分を添付してございます。ただ、こちらについては、全ての項目を説明するのは時間的にございませぬので、もう一つ、参考資料として添付しています「平成28年度当初予算案（教育費）について」で説明をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき、当初予算の主要事業の概要で、新規の事業を主に説明させていただきます。

それでは、まず「基本方針の1 生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」でございます。三つ目のかつしかグローバル人材育成事業です。ICTによるイノベーション創出事業について説明をさせていただきます。こちらについては、学務課・指導室の予算で2億3,227万2,000円となっております。

社会のグローバル化やデジタル化による技術革新に伴い、「国際競争力」ですとか「経済競争力」のある人材を育成するため、学習者用のICT機器を段階的に導入してまいります。平成28年度につきましては、中学校の指導者用タブレット端末を導入するとともに、学校内のICT環境を整備していきたいと考えてございます。

次に、一つ下の、かつしかグローバル人材育成事業、英語によるコミュニケーション能力育成事業の中で、新規のところについて説明をさせていただきます。こちらは指導室案件で、9,719

万2,000円でございます。次のページの(3)と(5)をごらんください。

まず、「(3) 中学生海外派遣の実施」でございます。ホームステイですとか現地校への通学等、グローバル人材の育成を図るため、48人の中学2年生を対象とした海外派遣を実施してまいります。

「(5) 地域英語教材の開発」でございます。小学校5・6年生から中学生向けに、区内の観光地を英語で紹介できるような内容の区独自教材を開発してまいりたいと考えてございます。

次に、その下の項目「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）」でございます。学務課と指導室で2,587万8,000円となっております。

こちらについては、説明書きの下の2段落目をごらんください。平成28年度につきましては、平成27年度に整備した小学校49校における特別支援教室を運営するとともに、中学校における特別支援教室導入について、検討を行ってまいりたいと考えてございます。

その次の項目で「学校支援総合対策事業（不登校対策プロジェクト）」でございます。こちらは指導室で145万9,000円となっております。2段落目からごらんください。不登校児童・生徒を支援する体制を強化するために、(仮称)教育支援センターの整備に向けて検討をしております。(仮称)教育支援センターでは、従来の適応指導教室に加え、訪問型の学校復帰支援を実施し、本人や保護者、学校、関係機関と連携を図り、早期の学校復帰を支援してまいります。平成28年度につきましては、総合教育センターの適応指導教室の運営に加え、南綾瀬地区センターの適応指導教室の試行を引き続き行うほか、庁内検討会において(仮称)教育支援センターの設置を含めた不登校対策の検討を行ってまいります。

その下の項目で「学校支援総合対策事業（(仮称)多文化共生センターの設置）」でございます。指導室で13万5,000円となっております。日本語指導が必要な児童・生徒の増加ですとか来日直後の初期指導、保護者への通訳派遣、さらには現在の通訳派遣制度における派遣人数や派遣時間が不十分であることなど、さまざまな課題へ対応していくため、有識者を中心とした検討会を設け、(仮称)多文化共生センターの設置に向けて検討するとともに、現在区で設置する日本語学級を、東京都公立小・中学校日本語学級設置要綱に基づく日本語学級として設置する検討も進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、3ページをごらんください。「校庭の芝生化・校庭の人工芝生化・夜間照明設備の設置」でございます。学校施設課で、2億1,023万4,000円でございます。こちらについては、2個目が新項目となっており、校庭の人工芝生化でございます。児童・生徒の学校活動及び地域住民による校庭の効率的活用の推進と近隣への砂塵飛散の抑制の効果を検証するため、モデル事業として校庭の人工芝生化を実施してまいります。

続きまして、5ページをごらんください。下から二つ目の項目でございます。

「区民健康スポーツ参加促進事業」でございます。生涯スポーツ課で375万円となっております。葛飾区体育協会と協働して、40の加盟団体スポーツ種目を中心に、高齢者・障害者・ジュニア層・子育て中の親子など、あらゆる世代を対象として、運動経験の少ない方ですとか、初心者向けのスポーツ教室、体験会などの事業を実施してまいります。

続きまして、6ページをごらんください。下から二つ目の事業でございます。「2016年リオデジャネイロオリンピック・パブリックビューイング」でございます。こちらは生涯スポーツ課で、1,079万8,000円となっております。メダル獲得の期待がかかる葛飾区出身の水泳選手、渡部香生子さんが出場する2016年リオデジャネイロオリンピックの水泳競技を、区民一同が集まり応援する場を設けてまいります。

続きまして、その下、「図書返却ポスト及び図書サービスカウンターの設置」でございます。中央図書館で973万9,000円となっております。図書館利用者の利便性向上を図るため、図書館へ行かずに借りた図書を返却できる「図書返却ポスト」を設置してまいります。また、図書館サービスの一部、予約本等の貸し出しとか返却でございますが、実施する図書サービスカウンターを整備し、より便利で使いやすい図書館機能の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの庶務課長の説明について、委員のほうからご意見、ご質問等、何かございますか。

竹高委員。

**○竹高委員** ご説明ありがとうございます。

今、お話ししていただきました新規事業を含めまして、予算案に出ております教育費、非常に大切なものだと感じております。中でも、新規の中で、私が非常に注目したいと思っておりますのは、不登校対策プロジェクトと学校支援の総合対策事業。これは非常に注目しております。

今までも不登校の対策はきちんとなされておりましたが、もっと手厚くなるということですから、やはりそういう思いを抱えているお子さんたちのケアがもつとなされるということで、期待したいと感じております。

それから、海外のほうからいらっしゃって日本に在住なさっているお子さんが、非常にふえています。お子さんプラス保護者の方のケアのためにも、この多文化共生センターは、非常に大切なものであると。これから先も、より需要が高くなっていくのではないかと感じておりますので、全てのご説明に対して異議はございません。賛成でございます。

**○委員長** ありがとうございます。

塚本委員。

○塚本委員 私もただいまご提案いただきました項目について、異議があるわけではございません。若干、気になるのは、今、竹高委員がおっしゃっていただいた特別学校の支援対策、不登校対策の問題です。多文化共生センターについては、冒頭にございました、「かつしかグローバル人材育成事業」の中、特に最近、耳にしました中学生、高校生の英検3級という中での読み書き云々という部分で、非常に低率であるというコメントも出てございました。

そういった意味では、この各事業は、国際化に向けた中で、子どもたちによかれという部分が多く織り込まれておりますので、非常に大切だと思います。ぜひ推進していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

杉浦委員。

○杉浦委員 平成28年度予算案の中で、かつしかグローバル人材育成に約2億3,000万、スポーツ施設の利用しやすい環境整備に8億9,000万。そして、学校施設の改築に5億1,000万。中期実施計画に沿った予算計上であると思います。

多文化共生センターと発達障害については、竹高委員のほうからもご意見がございましたが、常々委員会の中で発信してきましたが、予算計上されて本当に良かったと思います。また、グローバル人材育成につきましては、より多くの子どもたちに、この予算が反映され、結果として国際感覚の優れた子どもたちへの為に対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長 日高委員、お願いします。

○日高委員 ありがとうございます。教育に対する葛飾の力強さを感じるわけではありますが、特にグローバル人材育成事業は、これからも極めて重要だと思います。

ですから、各学校へ機器を導入し、ICT環境の整備を行う。あわせて大変すばらしいと思うのは、中学生派遣です。48名の子どもたちが、現地に行って学べるということは、子どもたちにとっても、それからこの子どもたちが他の子どもたちに大変大きな影響を果たすのではないかと、こんなふうに思いますので、大いに期待をしています。

それから、学校支援総合対策事業です。小学校49校には、既に特別支援の支援体制が設置されていますが、今度は中学校においても平成28年度から検討が始まるということですね。

大事なことは人材の確保だと思いますが、もうすでに確保されているのか、あるいはこれからされるのか、また、どういう人材を区としてそろえようとしているのか、わかる範囲でよいのですが教えていただきたいと思っております。

あわせて、日本語指導を必要とする子どもたち。つまり、外国人子女が大変ふえています。これはどこの区でもそうなのですから、葛飾の現状はどうかかなど。やはりこうした子

どもに対応するとなると、指導室が設置するようなこの多文化共生センターの設置というようになりませんが、そうすると、13万5,000円程度で大丈夫かなと思います。つくるときには、揺るぎない組織、しくみにしないと。厳しい予算でありますけれども、有効に使うためには、可能な限り、この設置を揺るぎないものにしていただければありがたいなど、こんなふうに思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 ただいまの特別支援教室関係の人材についてご説明させていただきます。小学校につきましても区内49校ですが、東京都及び本区でも募集をかけまして、1校に1名配置できるような数は何とか募ることができました。

その人材につきましても、退職した教員、それから既に年齢制限はございませんけれども、学校経験を2年以上経験した者という条件がございますので、既に65の再任用とか非常勤を終わりにしている元校長先生や教員の方たちからも手を挙げていただき、49名以上の人たちが入っております。

中学校につきましてもこれからでございますので、まだどのような形で、取り組めるのか、またどのような人材が配置できるかというのは、これから検討していきたいと考えております。

また、多文化共生センターの13万5,000円。来年度につきましても、方向性をどういうふうにしていくかということで、まず検討会を設置し、有識者の方をお招きして、ご意見を伺うというようなことでの予算措置となっておりますので、今後、またその検討を重ねて、予算要望を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○杉浦委員 関連でよろしいですか。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 現在、拠点校で特別支援学級を行っておりますが、通常学級のクラスをまとめることができなかったという教員の方が、区内の特別支援学級の担任をしているというケースの中にはあると伺っています。今、室長先生が来年度はきちんとした人を全49校1校1名確保できたとのお話でございました。障害教育、特別支援教育の講習や研修を、充実させていただきたいと思います。

来年度より各学校に特別支援学級が設置されるわけですので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 人材につきましても、説明を追加させていただきます。この特別支援教室が、今までの、従来の情緒障害学級、これは通級指導になっておりますけれども、現在、本区では7校設置し

てございます。そこに都の正規教員として、30名の教員が合計で配置されています。今、この特別支援教室に通う子どもの10名に対し、1人の正規教員という形になっておりますので、本区ですと、受け入れ児童数につきましては、約300をマックス。そこまでであれば、今現在の30人の教員を巡回指導教員として、各校の特別支援教室に回す。

先ほどお話ししました49名につきましては、非常勤教員ということで、これは学校に配置し、直接指導するわけではないのですけれども、担任とか学校及び巡回指導教員との調整役をやるというような人材でございます。

ですので、杉浦委員ご指摘のとおり、教員の研修については、やはり巡回指導教員への研修はもちろん必要と考えてございますし、それから非常勤教員につきましても、ご自分にやっていただく役割というの、こちらのほうからしっかりと伝えていく必要があると思います。

担任についても、決して特別支援に関して、私は専門ではないというような発言が出ないように、しっかりとした知識を身につけるように、こちらとしても研修を組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○杉浦委員 よろしくお願いいいたします。

○委員長 それではお諮りいたします。議案第5号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認めまして、議案第5号「平成28年度葛飾区一般会計予算(教育費)に関する意見聴取」については原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第6号「平成27年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第6号「平成27年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」でございます。別添の予算案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

添付してございます資料の8ページをごらんください。こちらについてはまず歳入でございます。「指定寄附金」ということで、下から二つ目の固まりでございます。2の奨学資金積立基金寄附金ということで、74万3,000円でございます。

続いて10ページをごらんください。こちらについては歳出でございます。「積立金」ということで、1の「奨学資金貸付経費」。「(1)奨学資金積立基金積立金」として74万3,000円でございます。

続きまして12ページをごらんください。1の「小学校維持管理経費」でございます。「校庭芝生化経費」でございます。「葛飾小学校第二校庭整備経費」、こちらについては金額の変更はございませんが、繰越明許費の設定をしてみたいと考えてございます。こちらの理由でございますけれども、工事の不調によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等、委員のほうからございますか。

ないようでしたら、お諮りいたします。議案第6号につきまして、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認めまして、議案第6号「平成27年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」は原案のとおり可決といたします。

次に議案第7号「葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 議案第7号「葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」でございます。別添の条例案について異議のない旨を、区長に回答したいと考えてございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。まず、現在の月額現行のほう、左側をごらんください。「月額の報酬の支給方法」でございます。こちらにつきましては、第3条の2の2項にございますように、離職したときにはその日まで、死亡したときにはその日の属する月の末日までというような規定がございます。そして第3条の3に、就職又は離職をした月の月額報酬の計算方法が規定してございます。

現在、そういった形で報酬を支払っておるものでございますけれども、今般、この報酬の支払いについて、他の自治体でございますけれども、判例がございました。それはどういった状況かといいますと、脳出血で入院し、意識障害があった選管委員の月額全額支給が無効という判断を受けたものでございます。

具体的に申し上げますと、特定の月の全て、またはその大部分の日において、疾病等のために職務を遂行することができなかった場合にも、当該月分として、月額をもって定められた報酬の全額が支給されることになる条例については、違法無効であるという判決が出てございます。

こちらに対応するため、今般改正を行うものでございます。具体的には、改正案のほうをごらんください。まず月額報酬の支給方法でございます。まず第3条の3をごらんください。今、ご説明をいたしましたように、「疾病等によりその職務を遂行することができないと認めら



れる場合の当該月の月額報酬は、職務を遂行することができる日数を基礎として、日割りにより計算した額を支給し、又は不支給とするものとする。委員が死亡した場合も、同様とする」となっております。

判例に規定されてございます疾病等により職務の遂行ができなかった場合について、日割りによるという計算で、さらに、先ほど申し上げましたように、死亡したときは現行では月の末日まで支給するという規定になってございますけれども、職務が遂行できないことについては同様でございますので、死亡した場合も同様とする改正を行うものでございます。

第3条の2の3項に戻りまして、こちらについては、日割りの計算について、1円未満の端数のときの場合を切り捨てる等の規定をしたものでございます。

この条例については、平成28年4月1日から施行させていただきたいと考えてございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それではお諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第7号「葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第8号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第8号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。本件別添条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

今回、条例の改正を予定している点でございますけれども、休業補償等の補償基礎額を規定いたします別表の改訂でございます。この補償基礎額につきましては、東京都の都立学校の学校医との公務災害補償等に関する条例に、額等を合わせているものでございますが、昨年12月に、都条例が改正されましたので、それに合わせた改正となっております。

2枚おめくりいただきますと、横の新旧対照表が出てまいります。左が現行、右が改正後ということでございまして、改正の額につきましては、それぞれの経験年数に応じまして、記載のとおりとなっております。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

それではお諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第8号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答するものでございます。

1枚おめくりください。提案理由ですが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

内容といたしましては、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきますとおり、第24条第6項というところを、第24条第5項に改めるというものでございます。この条例は平成28年4月1日からの施行ということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

それではお諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第10号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第10号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては、1枚おめくりいただきまして、提案理由のところをごらんください。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

これまで教育委員会規則で定めておりました等級別基準職務表について、条例において定める必要があることから、もう1枚おめくりいただきまして、別表第2に、幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表、こちらのほうを定めるものでございます。

隣の新旧対照表をごらんください。第7条第6項の新設につきましては、職員の分限事由が明確化され、降給の分限事由が条例において整備されることから、降給される場合の号給を降給した前日に受けていた号給より3号給下位の号給とすることを定めるものでございます。

新旧対照表の裏面をごらんください。第29条第2項の改正につきましては、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行となり、異議申立てに関する規定が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ご説明につきまして、お尋ねします。まず、1ページの真ん中、3分の2ぐらいのところに、「第7条の見出し中『、昇格及び昇給』を」とございまして、「『及び昇格昇給等』に改め」とございます。その「等」に改めた理由。

それから、第6項に、「職員を降給させる場合における」とございます。これに該当する方がおいでになるのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 ただいまの「等」にあたる部分につきましては、新旧対照表の1ページのところをごらんいただいて、実際に見比べてみますと、今までですと、降給については触れていなかったのを、その部分で昇格及び昇給の文言に「等」という言葉がついたものと考えてございます。

また、これに該当する幼稚園教諭というのは、現在はおりません。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 区立幼稚園ですね。そうしますと、公立幼稚園は3園しかございません。今後、ここに該当するような方というのは、どういう状況のときに該当するのですか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 例えば、分限と書いてありますので、万一、園長の許可をとらずにおくれること

を繰り返してしまった。そのような場合には、特別区の人事委員会に諮って、分限関係の処分が決まるわけです。そこで、判断をされたときに、今までの2ページの幼稚園の別表第2にございますように、教員の職につきまして等級がございますので、それにあわせて降格、降給させるというものでございます。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 今回、4月以降の再雇用という問題はないのですね。再任用、再雇用。私はそういう方がおいでになって、早急に決めなければいけない条例の一部改正が提出されたものと勘違いしました。

○指導室長 はい。

○杉浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 今、杉浦委員が確認されたのですが、社会通念上でも懲罰、あるいは訓告なりございますね。そういったような事象に対応するスペックに書きかえたという理解でよろしいのでしょうか。具体的に。出てから対応する字句がないようでしたので、こういった文言に整理しましたという理解をすればよろしいのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 済みません。その部分につきましては、詳しく調べて、またお答えしたいと思います。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 それではお諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認めまして、議案第10号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第11号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第11号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてでございます。1枚おめくりいただきまして、第1条中「第24条第6項」という文言を、「第24条第5項」に定めるというものでございます。こちらのほう、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見等はございますでし

ようか。

それではお諮りいたします。議案第 11 号について、原案のとおり可決することにご異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長** それでは、異議なしと認めまして、議案第 11 号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 12 号「葛飾区東金町運動場多目的広場人工芝生化その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、議案第 12 号「葛飾区東金町運動場多目的広場人工芝生化その他工事請負契約締結に関する意見聴取」につきましてご説明させていただきます。別添の契約締結案につきまして、異議のない旨、区長に回答したいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

3 枚おめくりいただきまして、「葛飾区東金町運動場多目的広場人工芝生化その他工事請負契約締結について」でございます。目的でございますが、現在、東金町運動場多目的広場につきましては、天然芝生でございますが、良好な状態を保つため、養生期間を適切に設けなければなりません。このため、養生期間を設けることなく利用できる人工芝生化を施すとともに、あわせて、既存のフェンス高を高くする改修を行うものでございます。

「2 工事概要」でございますが、工事場所の案内図、配置図を別添で添付させていただきましたとおり、東金町運動場多目的広場でございますが、広場面積工事施工面積については、1 万 1,500 平方メートルでございます。主な工事内容につきましては、多目的広場人工芝生化工事では、既存芝を撤去、路盤整備、人工芝生張り、サッカーコート用のライン引き、フットサルコート用のポイント表示をします。

また、フェンス改修工事では、多目的広場東側のフェンスを 132 メートル撤去し、新たに高さ 3 メートルのフェンスを同じく設置いたします。

2 枚お戻りいただき、議案第 39 号「葛飾区東金町運動場多目的広場人工芝生化その他工事請負契約締結について」でございます。「4 契約金額」は、2 億 3,868 万円でございます。契約の相手方につきましては、山溪・相川建設共同企業体の J Vでございます。構成員といたしましては、代表構成員が、株式会社山溪緑地、葛飾区青戸八丁目 5 番 16 号、構成員が株式会社相川造園。葛飾区堀切八丁目 22 番 7 号でございます。

「6 工期」につきましては、契約締結の翌日から、平成 28 年 9 月 30 日までとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第12号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めまして、議案第12号「葛飾区東金町運動場多目的広場人工芝生化その他工事請負契約締結に関する意見聴取」は原案のとおり可決といたします。

以上で議案等の審議を終了いたしまして、報告事項等に入らせていただきます。

それでは、報告事項等1「『葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）』（案）について」、ご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、『葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）』（案）についてでございます。

まず、葛飾区中期実施計画（素案）からの主な変更点について説明させていただきます。今般、11月に素案という形で、こちらの教育委員会にも提出させていただきました。その後、文教委員会等でも意見をいただいた上で、一部を修正した上で、今回、（案）として提出させていただくものでございます。

それでは、（素案）から（案）に対する変更点をご説明したいと考えてございます。A4横の別紙1の9ページをごらんください。25、26、共通でございます。こちらについては「指標と目標値」ということで、素案ではチャレンジ検定最終合格者の割合等を使いたいと考えてございました。しかし、この中期実施計画の経年の中での比率等を見るには、チャレンジ検定の合格者の割合等よりも、主として知識に関する問題Aの平均正答率が、全国平均を上回る学校の比率ということで、全国学力・学習状況調査を使ったほうが適切と判断いたしましたので、25、26については、変更させていただきたいと考えてございます。

続きまして、10ページをごらんください。27、28、29でございます。こちらについても指標の目標値についてですけれども、特別支援教室の利用者数ですとか、不登校児童生徒の学校復帰率、こうしたものを指標として活用していきたいと素案では考えてございましたけれども、法令に基づくことから考えると、特別支援教室において特別な指導を受けた児童・生徒の人数にしたほうがとか、あるいは学校復帰率よりも、そもそもなるべく不登校児童を出現させないという観点からむしろ出現率をとったほうがいいのではないかとということで、「不登校・児童生徒の出現率」というような形で、指標を変えたいと考えてございます。

続きまして、11ページをごらんください。30の校庭の芝生化でございます。こちらについては28年度以降でございましたけれども、先ほど不調になった関係で繰り越したものがございま

す。こちらについては平成 28 年度を 1 校から 2 校で、累計を 4 校から 5 校に変更したいと考えてございます。

続きまして、「学校地域応援団の推進」。こちらは、素案では中期実施計画の最終年度である 31 年度の全校実施を目標としてございました。ただ、こちらにつきましては、教育プラン 2014 が 30 年度までとなつてございますので、30 年度の全校実施を目標とするというような形で変更したいと考えてございます。

次に、32 の「図書返却ポスト及び図書サービスカウンターの設置」でございます。こちらについて、まず事業名のところで、「サービスポイント」となつてございましたが、図書サービスカウンターのほうがわかりやすいのではないかとということで、名称のほうを変更させていただきます。

次に活動量のところで、②と③でございます。「図書返却ポストの設置」が 29 年度から 1 カ所ずつとなつていたものを繰り上げして、28 年度に 3 カ所。場所についても、青砥、柴又、高砂から、青砥、柴又、堀切地域等の検討に変更したいと考えています。また③の「サービスカウンターの設置」でございますけれども、こちらについても 28、30、31 が 1 カ所になっていましたが、28、29、30 で 1 カ所ずつやるというような形に、場所についても、新小岩、堀切、亀有から、堀切、亀有地域等を検討という形で変更させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にございませんか。杉浦委員。お願いします。

○杉浦委員 今、説明がなかった部分もありますが、変更点ということで、ご説明がございました。この中で先ほど日高委員もおっしゃっていましたが、随所に教育に対する意気込みを強く感じました。

図書館についてですが、文科省で、平成 26 年だったと思いますが、4 年から 5 年間で図書館を充実させるという計画があったと記憶しております。その中に各学校 1 校に新聞 1 部を配置するとございました。一般新聞を購読されていない学校がございますが、各学校の現状をわかる範囲で結構ですので教えていただけますか。

○指導室長 済みません。子ども用の教育新聞等につきましては、学校のほうで、小学校、中学校それぞれ購入していることは間違いなしののですけれども、一般紙につきまして、どれだけこの学校でとっているかということにつきましては、今現在、調査をかけてございません。

申し訳ございません。

○委員長 学務課長。

○学務課長 私どものほうで、学校図書館の図書の配備などをやっていますので、学務課のほ

うで昨年秋口に調べたところでは、一般紙というのは小学校で9校、それから中学校で3校という状況でございました。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 文科省の第4次学校図書館図書整備5カ年計画の中に各校への新聞配備は予算が措置されています。5カ年計画で、平成29年までですので、一般新聞の各校1部の配置については、中期実施計画の中でやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 学務課長、お願いします。

○学務課長 今、委員ご指摘のとおり、国のほうの計画がございます。それに従って、私どものほうも学校の図書予算ということで、一般の校具、教材とは別の形で、毎年予算措置を各校にしているわけですが、今の段階では、新聞については先ほど言ったような状況ということで、これから調べ学習の話等もございますので、指導室等とも連携をとりながら、どうしていくか検討させていただければと考えてございます。よろしく願いいたします。

○委員長 日高委員、お願いします。

○日高委員 ナンバー27の不登校の件について、ひとつ伺います。不登校対策として、学校復帰率、それから出現率というお話がありました。復帰率を出現率にしたというお話でありましたし、また、小・中でそれを分けていこうと。非常に明確になっていてよいと思います。

でも一つだけ、復帰率というのは現場にとっては極めて重要なのです。学校現場はいかに子どもたちを学校に戻すかということが評点化されます。ですから、そういう意味では表裏一体ですので、ぜひ成果として本事業が、実施計画は後ほど30年をめどにこういう成果を上げましたときとくると思うのです。そのとき大事なものは、出現したものをどう食いとめて、そしてどれだけ現場に返していったかという、これが大事であります。

そうした意味では、重要な部分になりますので、単なる文言でこうなっていますけれども、成果として期待できる復帰ということも、まとめとしてはぜひ意識をしていただきたいと、お願いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 委員ご指摘のとおり、やはり、出現率だけでなく、必ずその成果として、復帰率についてもきちんと結果をまとめ、用意したいと考えてございます。

○日高委員 ありがとうございます。

○委員長 杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 231ページの成果指標のところ、現状値42.5、から30年度54.8と記載されているのですが、体力伸び伸びプランを実施しておりますので、30年度に54.8というのは、私は低いのではと見ているのです。

それから、223ページの「かつしかグローバル人材育成事業（ICTによるイノベーション



創出事業)」の中に29年度の「中学校タブレットPCの導入・活用」とございますが、この目標値の数字が、少し気になりました。

そして、「成果指標」のところに、28年度が中3が38.0、29年度も38.0と記載されております。この数字はどうしてなのかなと。導入・活用すれば、この数字でいいのかなという思いがありました。この2点を教えていただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 それでは、223ページのICTによるイノベーション創出のほうからお答えさせていただきます。まず、現状で中3が34、来年度の計画として、まず28年度中に中学校の校内LAN整備、それから中学校の事業者、指導者側のタブレットを入れていく。そうしますと、29年度の年度途中といいますか、年度の初めから、子どもたちへの学習者へのタブレットの支給というのは、年度初めからではないと考えておりますので、その関係で、まだ数値というのが一気に向上するというわけにはいかないのではないかと考えました。

ですので、30年度の頭からは、全ての中学生にはパソコン室の入れかえの関係で、年度初めから入りますので、この意識というのが一気に上がると考えているところでございます。

済みません。体力向上プロジェクトにつきまして、今、調べますので、少々お時間いただきたいと。後ほどわかり次第、お答えさせていただきたいと思います。

○委員長 わかりました。杉浦委員。

○杉浦委員 ご説明よくわかりました。細かいことですが、その前の222ページの「成果指標」について。この「現状値」というのは、一般の掲載の仕方は26年度となるわけですね。そこが50となっていて、28年度も50なのです。ですから、これを28年度と見ているのか。現状値は箇所によっては26年度の数値を書かれているところもあるのですが、この辺を一般の区民の方は、どう見るかなと、気になったものです。

○委員長 指導室長。

○指導室長 222ページの現状値50。委員がおっしゃるとおり、26年度のものでございます。データが、現在、上下しているような感じで、常に上昇しているというわけではございませんでしたので、その関係で、現状値26年度も50、そこに戻すために28を50というふうに設定をいたしているところです。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 ただいま杉浦委員が細目にわたってご質問がありましたが、やはり、昨今、この委員会でのご報告でも、学力に対しても体力に対しても、若干のぶれはございます。この50をスタートとして、特に34年に向けての長期計画の中の中期実施ということを理解してございますので、とりわけこの柱の中に子どもの教育での体力向上、あるいは区民スポーツ等に、多岐にわたって抱えてございます中長期計画のほうで、根本的にはこれをもとにして、推し進め

ていただきたいのが1点。

先ほど杉浦委員が、新聞の購読という部分をご質問されたのですが、個人的な見解なのですが、欧米のメディアと違って、それぞれで論評がございますので、その辺は対応されるにしても十分に把握し、対応していかないとならないと思います。ただ、調べるためのニュースソースとしてのニューズペーパーはいいと思うのですが、社によってはいろいろな偏向が感じられます。教材を与えるという部分では、さまざまな問題等々ございますので、大事な案件だと思っておりますが、慎重な対応をお願いしたいと、発言させていただきました。

以上です。

○委員長 竹高委員。

○竹高委員 今の塚本委員の話ですが、新聞やインターネットのさまざまな情報ツールが普及されている中で、いろいろ見比べ、マスコミなどがどういう書き方をしているのか、多分、中学生になれば、その部分を勉強すると思われそうですが、新聞の配置の予算が下りているにしても、平均がとれているものをきちんと購読していただきたいと思います。偏っている意見を子どもたちが目にして、それが本当だと読み込むようなことだけはないようにと、塚本委員もおっしゃったように、よく検討していただきたいと感じます。

○委員長 ありがとうございます。

指導室長。

○指導室長 先ほど、杉浦委員にご指摘いただきました231ページ。30年度で54.8という数値が、成果指標としては低いのではないかとのご指摘がありましたけれども、こちらのほうは、体力合計点で都の平均を上回る学校の比率でございますので、今、現状としましては、年間、小学校で2校、中学校で1校を確実に都の平均を上げていきたいと。そのようなことから算出したものでございます。

おっしゃるとおり、体力関係のチャレンジ検定は、全校で実施し、取り組んでいくのは間違いないのですけれども、現状としまして、大体その程度の数を何とか上げていきたいというところから、30年度にはこの数値を何とか上回りたいと、そのようなことでございます。

○委員長 現実性を踏まえた上での数字ですね。

杉浦委員。

○杉浦委員 室長さんから丁寧なご説明がございました。私も各学校の様子を見せていただきますと、各校、とても努力して授業の間に取り組んでいらっしゃる学校もあります。ですから、きっと良い結果が数値に現れてくると私は信じております。

ただ数字を、プラス幾つ、プラス幾つの積み上げではなくて、実際にはどうなのかということと申し上げただけですので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項等 1 を終了させていただきます。

続きまして、報告事項等 2 「平成 28 年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」のご説明をお願いいたします。

庶務課長。

**○庶務課長** それでは、「平成 28 年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」でございます。まず、記書きの 1 をごらんください。「対象者・募集人員」については、高校進学予定者が 50 人程度、高校等に在学中の者等については若干名と考えてございます。

2 の「応募状況」でございます。(1) の高校等の進学予定者ですが、36 人。昨年度は参考までに 34 人でございます。(2) 高校等に在学中の者等は、1 人。昨年度は 0 でございます。合計 37 人。昨年度が 36 人となっております。

次に 3 の「採用候補者の決定」でございますが、採用候補者 35 人、昨年度は 34 人でございます。不採用が 2 人。昨年度は 0 でございます。

なお、採用候補者の内訳でございますが、公立が 23 人、私立が 12 人。高校等の進学予定者 34 人。高校等に在学中の者 1 人となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○委員長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

それでは、報告事項等 2 も終了いたします。

続きまして、報告事項等 3 「損害賠償請求事件について」ご説明をお願いします。

指導室長。

**○指導室長** 損害賠償請求事件につきまして、次のとおり判決がありましたのでご報告させていただきます。この案件につきましては、平成 24 年 6 月、柴又小学校に当時在籍していた児童の母親から、母親であった原告が同校校長から犯罪者呼ばわりなどされて人権を著しく侵害されたとして損害賠償を求めたものでございます。

なお、この件につきましては、2 の (6) の「判決」にございますように、原告の請求を棄却するという判決でございました。なお、これに似たような案件で、実は先日も教育委員会でご報告をさせておりますが、これとは別件として、今回は母親の件なのですけれども、長男、次男が原告となつての請求賠償については、まだ続いているところでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

**○委員長** ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等 3 を終了いたします。

続きまして、報告事項等 4 「葛飾区水元体育館等の指定管理者との基本協定について」、ご説明をお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、葛飾区水元体育館等の指定管理者との基本協定につきまして、ご説明させていただきます。基本協定につきましては、教育委員会の指導・監督のもと、体育施設指定管理者が水元体育館及び小菅西公園フットサル場を適正かつ円滑に管理するために必要となる基本的な事項を定めるものでございます。

「1 経過」でございます。平成26年12月に指定管理者公募要項等を文教委員会に報告以降、平成27年4月には、指定管理者選定委員会におきまして、優秀提案者を決定し、6月に第2回区議会定例会におきまして、指定管理者の指定の議決をいただき、その後、これまで詳細な協議を行ってまいりました。

「2 基本協定の概要」でございます。

「(1) 協定締結者」につきましては、葛飾区教育委員会と住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同企業体でございます。代表者は住友不動産エスフォルタ株式会社 代表取締役 月村繁雄でございます。

「(2) 対象施設」は、葛飾区水元体育館。葛飾区水元一丁目23番1号と葛飾区小菅西公園フットサル場。葛飾区小菅一丁目2番1号となります。

次に、「(3) 指定期間」でございますが、水元体育館につきましては、平成28年3月1日から、また小菅西公園フットサル場につきましては、平成28年4月1日からで、終了は平成31年3月31日でございます。

「(4) 業務の内容」につきましては、葛飾区体育施設条例第3条の2に定めるとおり、体育、スポーツ及びレクリエーションの指導並びに普及に関する事。健康の増進、及び体力の向上に関する事。体育施設の使用に関する事。体育施設の維持管理に関する事等を業務内容とするものでございます。

「3 基本協定に基づく年度協定について」につきましては、毎年度、管理・運営の具体的な内容を年度協定により定めることとし、平成27年度及び28年度年度協定の概要につきましては、1枚おめくりいただき、別紙でございます。各年度の年度協定期間につきましては、今年度は水元体育館分でございます。3月1日から3月31日までとなり、28年度につきましては、水元体育館と小菅西公園フットサル場の両施設となり、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなります。

次に「委託料等」ですが、平成27年度分が7,151万3,000円、平成28年度分が3億1,682万9,000円となります。

「(2) 委託料の減額」につきましては、管理業務の未遂行、業務水準を下回ったときは、規定に基づき減額いたします。

「(3) 支払方法」につきましては、四半期ごとに支払うものといたしますが、今年度につき

ましては、3月に支払うものいたします。

また「(4)区への還元」につきましては、利用料金収入額や自主事業収益額が見込みを上回ったときに、規定の割合を区に還元いたします。

3の「モニタリング等」でございますが、(1)といたしまして、業務内容の実施確認を行うため、指定管理者に対し、定期的に業務報告書を提出させ、点検し、必要に応じて実地調査を行い、必要な指示を行ってまいります。また、指定管理者は、利用者からの要望を受け、かつ自己改善を促す仕組みといたしまして、セルフモニタリングを実施いたします。また、第三者機関によります外部評価も行います。

(2)といたしまして、毎年度終了後、管理運営状況報告及び決算報告を義務づけるものがございます。

本編の2ページをごらんいただきたいと思います。「今後の予定」でございますが、3月1日に基本協定及び27年度協定を締結し、水元体育館の指定管理業務を開始し、4月1日に、28年度協定を締結し、水元体育館に加え、小菅西公園フットサル場の指定管理業務を開始いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

塚本委員、お願いします。

**○塚本委員** 水元体育館に関しましては、拝見させていただいて、すばらしいものだと思います。特に、今のご提案のように、区への還元というのを、いわゆる出ることを制しながら入りを量るといような区への還元ですか、そういった意味では特に箱物に関しては、区民の関心事も高いので、ぜひ、特に今、ご提案いただきましたモニタリングと、あるいは第三者機関による外部評価を行いながら、運営をお願いしたいと。質問ではございません。要望でございますのでお願いしたいと思います。

**○委員長** そうですね。ほかになれば、よろしいですか。

杉浦委員、お願いします。

**○杉浦委員** 小菅西公園のフットサル場と水元のすばらしい、近代的な体育館ですね。今回の委託事業者は、総合体育館等と同じ法人でございますが、課題もあったことは以前ご説明がありました。協定の概要が記載されてございますが、私は最後は人だと思っております。

どうか区民サービスに徹した姿勢で、運営していただきたいと思いますので、その辺は特によろしくお願いいたします。

要望で結構です。

**○委員長** ほかになければ、報告事項等4を終了させていただきます。

続きまして、報告事項等5「葛飾区小菅西公園フットサル場オープニングイベントの開催に

ついて」につきまして、説明をお願いいたします。

**○生涯スポーツ課長** 葛飾区小菅西公園フットサル場オープニングイベントの開催につきましてご説明させていただきます。

「1 目的」でございます。小菅西公園フットサル場につきましては、3月に竣工予定であり、4月1日金曜日にオープンする予定でございます。より多くの区民に施設を知っていただくだけでなく、利用していただけるよう、4月3日日曜日に式典及びオープニングイベントを開催いたします。

オープニングイベントに際しましては、昨年11月に姉妹都市提携をいたしました大韓民国ソウル特別市麻浦区の少年フットサルチームをお招きし、本区との初のスポーツ交流をする予定で、現在、調整を進めております。

次に、式典及びオープニングイベントでございます。平成28年4月3日日曜日、午前10時から開催予定で、式典ではテープカット等を行い、オープニングイベントでは先ほどお話ししましたとおり、麻浦区の子どもたちとの初のスポーツ交流を行うべく、ただいま調整をしております。ほかにフットサルのエキシビジョンマッチも行う予定であります。

3 小菅西公園の案内図を別紙1、配置図を別紙2といたしまして、添付させていただきました。

4 「その他」といたしまして、周知につきましては「広報かつしか」3月15日号で、オープニングイベントのお知らせをさせていただくとともに、区のホームページ、「かつしかFM」等の活用も行っております。

施設概要といたしましては、フットサルコート2面、管理棟、駐車場、エレベーターが設置されます。エレベーターが設置されることで公園へのアクセスも向上するものと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○委員長** ありがとうございます。それでは、この件に関しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

竹高委員。

**○竹高委員** 小菅西公園のフットサル場オープニングは、地域の皆さんやサッカーをやっている子どもたちがとても楽しみにしていることだと思います。例年、3月、4月のあたりは桜がとてもきれいな場所だったのですけれども、そこがどういう形できれいになっているのか。また地域の皆さんが、そこに向けていい運動を進めていけるような形になっていることを、楽しみに見させていただこうと思っております。

以上です。

**○委員長** 他にございますか。

では報告事項等 5 を終了いたします。

以上をもちまして、報告事項等 5 件につきましては終了とさせていただきます。

ここで委員のほうから、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

日高委員、お願いします。

**○日高委員** 一つだけお願いをしたいと思います。

昨日、区内の全小学校対象、公立幼稚園、それから私立幼稚園、区立保育園、私立保育園、一堂に会しての発表会があったのです。まさに連携ですね。その内容は非常に有機的なのです。機能しているのですよ。かかわりがどんどん高まっていました。

その取組みというのは、教育長も挨拶の中でおっしゃったのですが、恐らくよそにないと、誇れることだと思います。ですから、このようなすばらしい葛飾の実施状況を、私はもっと情報発信すべきだと思うのです。

情報発信を積極的にやっていただいて、それぞれの部署で、例えば中央図書館が返却の仕方は物すごく進んでいますよね。ですから、そういうことをPRしていく。

この区役所の広報課が中心になって、内容によっては精査していただいて、そしてマスコミにも、ときに対応してもらおう。現在、各新聞に葛飾区の記事はたくさん出ています。みなさんもご存じだと思いますが、本当に職人から何かと、いろいろな取組みが出ています。最近柴又も出ていますね。こういうことが紙面として載っています、情報が全国区で提供されていますと、教育からも発信できるようになればと思っています。

葛飾の取組みをもっとそれぞれの担当部署から積極的に発信いただくと、学校現場も、そして保育園や幼稚園や、また区民の見方も変わってくるのではないかと考えます。そう希望しております。

**○委員長** ありがとうございます。

それでは続きまして、「その他」の事項に入ります。庶務課長、一括して説明をお願いいたします。

**○庶務課長** それでは、「その他」について説明させていただきます。本日は 3 件でございます。

まず「かつしかのきょういく」129 号でございます。表紙に総合スポーツセンターの水元のスポーツセンターのオープニングイベント等の記事を記載してございます。A4、8 ページの冊子でございます。

続きまして、本日、出席依頼 19 件。少し多くなっておりますが、よろしくをお願いいたします。

まず、初めに、2 月 27 日の 9 時半から、水元総合スポーツセンターの体育館で行います水元総合スポーツセンターの体育館落成式。こちらについては委員全員の出席をお願いいたします。

次に3月16日10時からの北住吉幼稚園遊戯室の修了式。こちらにつきましては、天宮委員長。同じく16日水元幼稚園の遊戯室の修了式については、日高職務代理者をお願いいたします。

続きまして、16日午後7時から、勤労福祉会館多目的室で行う28・29年度スポーツ推進委員退任式については天宮委員長。

17日4時半から教育委員会室で行います葛飾区「優秀な教員の表彰」表彰式につきましては、日高職務代理者。

続きまして、3月18日に行われます卒業式関係でございます。新宿中学校につきましては日高職務代理者。中川中学校につきましては杉浦委員。桜道中学校につきましては塚本委員。高砂中学校については天宮委員長。新小岩中学校につきましては竹高委員。それから双葉中学校の夜間、こちらは午後6時からとなりますが、竹高委員をお願いいたします。

次に25日に実施されます小学校の卒業式でございます。上千葉小学校につきましては杉浦委員。堀切小学校につきましては竹高委員。奥戸小学校につきましては塚本委員。柴又小学校につきましては天宮委員長。綾南小学校につきましては日高職務代理者をお願いいたします。

次に26日に実施されますこすげ地区図書館の開館式でございます。こちらについては、委員全員となっておりますけれども、天宮委員、日高委員、杉浦委員、塚本委員にご出席いただき、竹高委員は欠席という形になります。

続きまして、27日のお花見チャレンジウォークにつきましては、天宮委員長をお願いいたします。

最後に、4月14日に実施されます教育施策連絡協議会につきましては、委員全員の出席をお願いするところでございます。

続きまして、「3 次回以降教育委員会予定」につきましては、記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

**○委員長** よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、平成28年教育委員会第2回定例会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

閉会時刻 11時20分